第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) における活動

(1) 設立の経緯

米国のエンロン及びワールドコム等における会計不祥事に端を発して、 会計監査の品質の確保・向上の必要性が認識され、平成 14(2002)年以降、 世界各国で会計専門職から独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム(FSF: Financial Stability Forum。現在は、金融安定理事会(FSB: Financial Stability Board)に再構成)主催により、平成16(2004)年9月に第1回監査人監督者会議がワシントンD.C.において非公式に開催され、我が国を含む9か国(日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、オーストラリア、シンガポール)が参加した。その後も非公式会合として開催を重ねる中で、常設の国際機関設立の機運が高まり、平成18(2006)年9月にパリで開催された第5回監査人監督機関会議において、監査監督機関国際フォーラム(IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators)の設立が正式に承認された。その最初の本会合が、審査会の主催により、平成19(2007)年3月に22か国の監査監督当局の参加を得て、東京で開催された。

IFIAR の活動目的については、平成 20(2008) 年 9 月の第 4 回ケープタウン本会合 (Plenary Meeting) で、憲章 (Charter) の一部として以下の① ~③が定められた。さらに、平成 25(2013) 年 4 月の第 13 回ノールドワイク本会合で、憲章の改訂を通じて、新たに④も追加された。

- ① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。
- ② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。
- ③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。
- ④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

審査会及び金融庁は、IFIAR を通じた国際的な監査の品質の向上への貢献、監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成 27 (2015) 年 1 月、IFIAR の本部事務局の東京誘致を目指して立候補を行った。産官学を挙げた招致活動の結果、平成 28 (2016) 年 4 月の第 16 回口ンドン本会合において、事務局の東京設置が決定され、平成 29 (2017) 年 4 月に、事務局が開設された。

(2)組織

IFIAR は、メンバー資格を有する各国の監査監督当局により構成され、令和4(2022)年3月末時点での加盟国数は54か国・地域となっている。

重要な意思決定は、加盟国の全メンバー当局が参加する本会合において行われる。本会合は、令和 3(2021) 年 4 月まで 21 回開催されている (P111 資料 4-1 参照)。令和 3(2021) 年 4 月の第 21 回本会合は、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大を受けてオンラインでの開催となった。

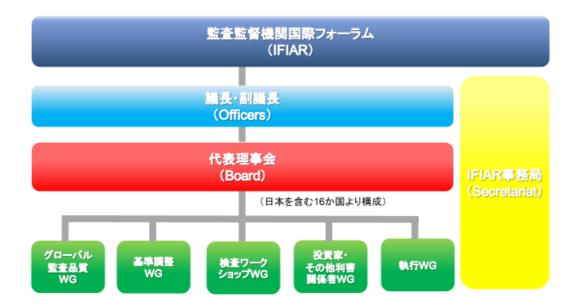
議長職及び副議長職については、IFIAR の活動を円滑に進めるため、個人資格として置かれている。令和 4(2022)年 3 月末現在、議長国は米国、副議長国は日本が務めている(後述)。

平成 29 (2017) 年 4 月には、前述の常設の事務局とともに、新たに日本を含む 15 当局から構成される代表理事会 (IFIAR Board) が設置され (後述)、第 1 回代表理事会が東京で開催された。

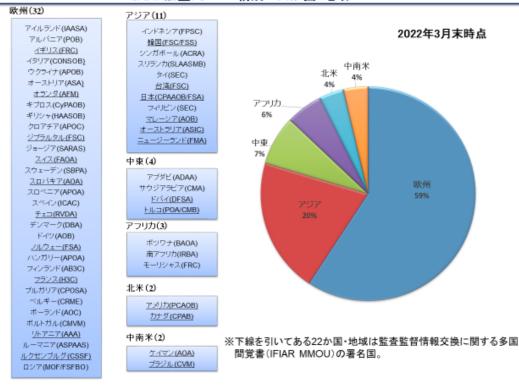
また、IFIARには、令和 4(2022)年3月末現在、5 つのワーキング・グループ(WG)が設けられている。それぞれの目的及びその活動状況等については、以下の(3)イにおいて述べる。

IFIAR組織図

2022年3月末時点



IFIAR加盟メンバー構成 54か国・地域



(3)活動状況

ア 本会合等における活動

(ア) 第21回本会合(オンライン形式)

令和 3 (2021) 年の第 21 回本会合は、世界的な新型コロナウイルス 感染症の拡大を受けて、4 月 19 日から 21 日までの日程でオンライン 形式により開催された。

当該会合では、IFIAR 正副議長、代表理事の選挙が行われたほか、 従前の3か年戦略プランに代わる新たな5か年戦略プランが承認され た。また、新型コロナウイルス感染症による影響への対応や監査品質 の持続的な向上を促進するための取組、新たな国際品質管理基準 (ISQM1)の適用開始に備えた監査監督上の対応等について議論が行わ れた(P112資料4-2参照)。

なお、通常、本会合において実施している 6 大監査ネットワーク (注) の CEO とのセッションについては、令和 3 (2021) 年 9 月から 10 月にかけて別途オンライン形式にて開催され、各ネットワークにおけるポストコロナを見据えた対応、新たな国際品質管理基準 (ISQM1 等) の適用に向けた対応の進捗状況、戦略上の優先課題等について議論が行われた。

(注) 6 大監査ネットワークとは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO 及び Grant Thornton を指す。

(イ) IFIAR 副議長に選出

令和 3 (2021) 年 4 月の本会合において、副議長の選任手続きを実施した結果、金融庁総合政策局参事官 兼 IFIAR 戦略企画室長が、副議長に選出された(資料 P116 資料4-3参照)。任期は、令和 3 (2021) 年 4 月 21 日から第 23 回本会合までの約 2 年間となる。アジアからの副議長就任は、IFIAR 設立後、初である。日本は、副議長国として IFIAR の組織運営への参画をより一層強めた。

(ウ) 代表理事会

平成 27 (2015) 年、IFIAR は、国際機関としての機能強化に対応するため、これまでの議長及び副議長主導による業務執行体制を改め、合議制(理事会)による加盟国主導の執行体制に移行することに合意した。当該ガバナンス体制改革の結果、平成 29 (2017) 年 4 月に、代表理事会が設置された。代表理事会は、指名理事 (Nominated member) 8 当局及び選出理事 (Elected member) 最大 8 当局の最大 16 当局で構成される意思決定機関であり、我が国は、IFIAR 憲章に基づく選考手続(ポイント方式)に従い、平成 29 (2017) 年 4 月の IFIAR 本会合において正式に指名理事に就任し、任期満了となった令和 3 年 (2021) 年 4 月の本会合において指名理事に再選された (任期は 4 年間)。

代表理事会においては、IFIAR の戦略プランや業務運営等に関する 議論を行っている。令和3(2021)年度においては、4月、6月、9月、 12月、令和4(2022)年2月にオンライン形式で開催された。

(エ)検査指摘事項報告書

平成 24 (2012) 年から、メンバー当局の検査結果の傾向に係る情報提供を目的として、6 大監査ネットワークの品質管理態勢及び個別監査業務に関する当局検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」を公表している。

10回目となった 2021 年調査 (P117 資料4-4参照) には、52 当局が参加した。

本報告書では、上場会社の個別監査業務に係るメンバー当局全体の 検査指摘率を集計しており、初年度の 2014 年調査の 47%から減少傾 向が続き、2021 年調査では 30%となっている。

≪メンバー当局全体の検査指摘率の推移≫

2014年	2015 年	2016 年	2017年	2018 年	2019 年	2020 年	2021 年
47%	43%	42%	40%	37%	33%	34%	30%

(オ)「監査市場における国際的に関連する取組」の公表

令和元(2019)年5月、欧州における監査改革の気運の高まりを受けて、IFIAR 加盟国・地域内における同様の議論の動向を把握するため、監査市場に関するタスクフォース(IRDAM TF: Internationally Relevant

Developments in the Audit Market TF)が設立された。令和 3(2021)年 7 月、各国・地域の監査制度改革に関する取組状況や知見を共有することを目的として、メンバー当局の監査市場・規制に係る取組の動向をとりまとめた報告書「監査市場における国際的に関連する取組」を公表した(P122 資料4-5参照)。本報告書は、①監査人の選任・継続監査期間、②共同監査、③監査業務と非監査業務の提供、④監査関連情報の透明性、⑤監査法人のガバナンス・文化の5つの分野に関する各メンバー当局の取組について、サーベイ結果を基にまとめたもので、日本は、監査関連情報の透明性に関するプロジェクトを主導した。

イ 各ワーキング・グループにおける活動

(ア) グローバル監査品質(GAQ) ワーキング・グループ

6 大監査ネットワークとグローバルな監査の品質の向上を目的として当局間での意見交換や、各ネットワークとの継続的な対話を実施している。

令和3(2021)年度は、10月26日から11月11日の間の8日間、及び令和4(2022)年3月15日から4月13日の間の8日間、オンライン形式で会合を開催し、検査指摘率の削減や監査品質に係る補完的な指標開発に加え、各ネットワークのISQM1及びISQM2適用の準備状況、新型コロナウイルス感染症対応のフォローアップ等について議論が行われた。

また、検査指摘率の削減にも取り組んでおり、全 IFIAR メンバー国の約半数が参加し、令和元(2019)年の32%から、令和5(2023)年までの4年間で25%削減し、2023年の指摘率を24%以下にすることを目標としている。なお、平成27(2015)年から令和元(2019)年にもWGメンバー10か国のみで削減に取組んだが、現在は令和元(2019)年から参加国を増やした新たな取組みの最中であり、中間点となる令和3(2021)年の指摘率は29%となった。

さらに、監査人が現在直面しているリスクや、マクロ経済環境等将 来的に監査に影響を与え得るリスクを広範に議論するため、平成 27(2015)年9月より、リスクに関する電話会議(リスクコール)を開催している。我が国は第6回(平成30(2018)年11月)から米国に替わり議長を務めており、第9回(令和3(2021)年12月)は、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する監査リスク及びポストコロナにおける新たなリスクについて議論を行った。

(イ) 基準調整ワーキング・グループ

国際監査・保証基準審議会(IAASB)及び国際会計士倫理基準審議会 (IESBA)が設定する基準に関する意見交換や、これらの基準設定主体 が公表する公開草案等に対するコメントレターの作成等を行うことを 目的としている。

(ウ)検査ワークショップ・ワーキング・グループ

IFIAR メンバー当局検査官の技能研鑽と検査手法及び検査に係る経験や課題の共有を目的として、毎年、IFIAR 検査ワークショップを企画・調整し、開催している(P125 資料4-6参照)。併せて、検査ワークショップの事後的な評価等も行っている。

第16回検査ワークショップは、令和4(2022)年3月22日から24日の日程で、オンライン形式で開催され、日本を含め50か国・地域から約380人の検査官等が参加した。なお、日本は、審査会から主任検査官1人をパネリストとして派遣し、米国等6か国とともに新型コロナウイルス感染症禍の監査への影響に係るプレゼンテーションを実施した。

(エ) 投資家・その他利害関係者ワーキング・グループ

監査報告書の利用者である投資家・その他の利害関係者と監査品質の向上に資する事項について対話し、得られたインプットを IFIAR に還元することを目的としており、IFIAR 本会合における投資家・その他利害関係者の代表者との意見交換等の企画・調整等も行っている。

また、ワーキング・グループ内に投資家・その他利害関係者から構成される諮問グループ (Advisory Group) が設置されており、我が国からは清原健弁護士(清原国際法律事務所)がメンバーとなっている。

(オ)執行ワーキング・グループ

投資家保護や監査品質の向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協力関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組について情報交換等を行うことを目的とし、執行ワークショップ及び執行サーベイを軸として活動している。

(4) 日本 IFIAR ネットワーク

我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIAR との関係強化、IFIAR 事務局の活動支援及び我が国における監査の品質に関する意識向上を図り、IFIAR が目指すグローバルな監査の品質の向上に貢献することを目的として、平成 28(2016)年 12 月、日本で活動するステークホルダーによる「日本 IFIAR ネットワーク」が設立された(P126 資料 4-7参照)。

日本 IFIAR ネットワークは、IFIAR 事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与、IFIAR 事務局に対する我が国の監査に関する議論の提供及び IFIAR 要人や審査会又は金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じた IFIAR の取組の紹介を中心に活動している。

令和 3 (2021) 年 6 月には第 5 回総会が開催され、ネットワーク会員から各ステークホルダーによる監査の品質の確保・向上に関する取組について報告があった。審査会及び金融庁からは、IFIAR 副議長就任や最近の活動について報告を行った。また、日本 IFIAR ネットワークの更なる機能向上に向けた議論を行った。さらに、同年 5 月から 10 月において IFIAR ネットワーク会員向けにオンデマンド配信によって開催された「IFIAR シンポジウム」では、IFIAR 議長を招いた基調講演や、高品質な監査に関するパネルセッションへの参加を通じ、IFIAR の活動等について様々なステークホルダーに広く発信した。

2. 二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続上の協力がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIAR への参加だけでなく、監査やその検査活動に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施するとともに、監査監督上の情報交換枠組み(注)の締結及び監査の審査・検査活動に資するため、監査制度及び監査監督体制に関する同等性評価や相互依拠を行うなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている。

令和3(2021)年6月10日には、審査会及び金融庁は、スイス連邦監査監督庁との間で監査監督上の協力に関する書簡を交換した。当該書簡にて、両国の監査監督当局が、外国監査法人等に対する監査監督(報告徴収及び検査等)について、相互に依拠できることを確認(P127資料4-8参照)した。

(注)日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局

- ・米国公開会社会計監督委員会 (PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board)
- ・カナダ公共会計責任委員会 (CPAB: Canadian Public Accountability Board)
- ・マレーシア監査監督委員会 (AOB: Audit Oversight Board of Malaysia)
- ・オランダ金融市場庁 (AFM: the Netherlands Authority for the Financial Markets) *
- ・ルクセンブルク金融監督委員会 (CSSF: the Commission de Surveillance du Secteur Financier)
- 英国財務報告評議会 (FRC: Financial Reporting Council)
- ・フランス会計監査役高等評議会 (H3C: Haut Conseil du Commissariat aux Comptes)
- 中国財政部 (MoF: Ministry of Finance)
- ・スイス連邦監査監督庁 (FAOA: Federal Audit Oversight Authority) **
 ※は検査等の相互依拠を内容として含むもの。

3. 今後の課題

企業活動のグローバル化により、監査業務もクロスボーダー化が進展し、 グローバルレベルでの監査品質の確保・向上が課題となっている。こうした 中、各国で発生した会計不正事案に伴う監査法人の課題、イノベーションの 進展や気候変動リスクに関連した将来的な監査の在り方に関する問題意識、 新型コロナウイルス感染症による影響及びポストコロナにおける新しい環境 への対応は、各国の監査監督当局間で共有されている。さらには、監査監督 当局の組織変更を含めた抜本的な改革が進められている国もある。

こうした状況にあって、審査会は、各国の監査監督当局との連携を一層強化することにより、上記に挙げた国際機関や諸外国での監査をめぐる議論について的確に情報収集するとともに、監査法人等の活動や審査会の業務等に与える影響について分析し、必要に応じ、モニタリングに反映させる等、的確な対応を行う必要がある。

IFIAR関連の活動に関しては、IFIAR副議長国としてIFIARの組織運営に積極的に貢献していくとともに、我が国としてIFIARの活動をより一層支援していくため、次のような取組を強化していく必要がある。

- ・各種会議等 IFIAR の活動へ積極的な貢献を行い、グローバルな監査の品質の向上に向け、多国間の協力ネットワークの強化を図る。
- ・IFIAR 事務局の円滑な運営に向け、支援を行う。
- ・日本 IFIAR ネットワークを通じ、IFIAR における議論を国内に還元すると ともに、IFIAR の活動に関する情報発信を強化する。
- ・IFIAR によるアジア各国へのアウトリーチに対するサポートとして、 IFIAR 事務局が日本 IFIAR ネットワーク会員の主催する国際会議等において IFIAR の取組を説明する機会を設けられるよう、同会員に依頼する。

さらに、これらの動きに対応できるグローバルな人材の育成・確保にも着 実に取り組む。